

旅券申請は書面で申請する「窓口申請」と、スマートフォン等でマイナポータルを利用して申請する「電子申請」があります。

この「旅券（パスポート）申請のご案内」は、「窓口申請」専用のご案内となります。

「電子申請」を希望する場合は、愛知県旅券センターWebページをご確認ください。

愛知県旅券センターWebページ



以下の①～⑨の中から、ご自身にあてはまる申請の種類を選び、右欄に掲げる書類（○印等の付いた書類）をお持ちください。

- 愛知県内の窓口で申請できる方は、日本国籍を有し、**原則として愛知県内に住民登録をしている方**です。（愛知県内に住民登録がない方は7ページ参照）
- 旅券番号は、新たな旅券が交付されるたびに変わります。
新しい旅券番号はお受け取りまで確認できません。
- **前回、旅券申請したにもかかわらず、旅券を受け取らなかった方は、その旨を窓口にて必ずお申し出ください。（7ページ参照）**
- 「電子申請」した後に「窓口申請」へ切り替えを希望する場合は、あらかじめ「電子申請」を取り下げていただく必要があります。電子申請画面で選択した「受取窓口」までご相談ください。

旅券申請に必要な書類

一般旅券発給申請書（1通）	戸籍謄本（全部事項証明書）（1通）	パスポート用の写真	本人確認のための書類	最後に発給を受けた旅券	紛失一般旅券等届出書（1通）	その他の書類	住民票
○	○	1枚	○				愛知県内に住民登録をしている方は 原則不要
○	○	1枚	○	※1			
○※2	○	1枚		○※3			
○	※4	1枚		○※3			
○※2	※4	1枚		○※3			
○	※5	1枚	○	○※3			
○	○	2枚	○		○	○※6	
○	○	1枚	○			○※7	※8

2～3ページ参照

① 初めて旅券を申請する	○	○	1枚	○				愛知県内に住民登録をしている方は 原則不要
② 最後に取得した旅券の有効期間が切れた	○	○	1枚	○	※1			
③ 有効旅券の記載事項（本籍地の都道府県名、姓名、性別、生年月日）に変更がある	○※2	○	1枚		○※3			
④ 有効旅券の残存有効期間が1年未満になった	○	※4	1枚		○※3			
⑤ 有効旅券の査証欄の余白が見開き3ページ以下になった	○※2	※4	1枚		○※3			
⑥ 有効旅券が損傷している	○	※5	1枚	○	○※3			
⑦ 有効旅券の紛失又は焼失により新たに旅券を申請する	○	○	2枚	○		○	○※6	
⑧ 外国で旅券を紛失し「帰国のための渡航書」で帰国した	○	○	1枚	○			○※7	※8
⑨ 上記①～⑧に該当しない	事前に県の窓口へお問い合わせください。							

- ※1 有効期間が切れた旅券も可能な限りお持ちください。申請時に確認後、穴あけ処理をしてお返しします。
- ※2 7ページ「有効旅券の記載事項に変更がある方又は査証欄の余白が少なくなった方の申請」参照
- ※3 申請時に有効旅券の内容を確認後、一度お返しします。新しい旅券受取時に再度お持ちいただき穴あけ処理をしてお返しします。
- ※4 原則省略できますが、親権者等、身分事項に変更がある方は、戸籍謄本（全部事項証明書）が必要です。
なお、戸籍謄本（全部事項証明書）の提出が不要の方も、一般旅券発給申請書には本籍を戸籍のとおり番地まで記入する必要があります。申請の際は、事前に本籍（番地まで）を確認してください。マンション名は記入しないでください。
- ※5 旅券としての体裁を留めないほどの損傷や、写真、記載事項が読み取れない場合は戸籍謄本（全部事項証明書）が必要です。
- ※6 7ページ「有効旅券の紛失又は焼失」参照
- ※7 帰国のための渡航書
- ※8 次のいずれかにあてはまる方は、**住民票（申請日前6か月以内に発行され、「個人番号（マイナンバー）」の記載がないもの**）を1通お持ちください。
 - 住民基本台帳ネットワークシステムの利用を希望しない方
 - 住民登録を異動又は登録内容に変更があった日から数日以内に申請をする方（システムで確認できないことがあるため）
 - 愛知県内に居住しているが、住民登録地は他の都道府県にある方（7ページ「居所申請」参照）

申請に必要な書類

■ 一般旅券発給申請書（令和5年3月改正版以降）

- ◎18歳以上の方は10年旅券用、18未満の方は5年旅券用の申請書に記入してください。
- ◎折り曲げたり汚したりしないでください。
- ◎一般旅券発給申請書は、愛知県旅券センター、西三河及び豊田加茂各旅券コーナー並びに県内市町村窓口にあります。

■ 戸籍謄本（全部事項証明書）

- ◎必ず**原本**で、申請日前6か月以内に発行されたものをお持ちください（**戸籍抄本（個人事項証明書）及びコピー不可**）。
- ◎複数枚のものは、そのまま全てをお持ちください。
- ◎同一戸籍内にある2人以上の方が**同時に**申請する場合は、戸籍謄本（全部事項証明書）1通で全員の申請をすることができます。

■ パスポート用の写真

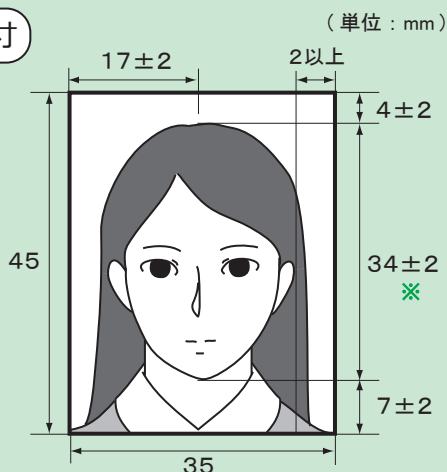
- 写真の裁断、貼り付けは旅券窓口で行います。写真は申請書に貼らずにお持ちください。
- 汚れ等で差し替えをお願いすることがありますので、予備もお持ちください。

- ◎旅券は海外において唯一の身分証明書であり、旅券用写真は本人確認を行う上で非常に重要なものです。必ず下記の規格「適切な写真例」に合ったものをご用意ください。規格に合わない場合は、申請をお受けすることができません。
- ◎写真の規格は国際規格で定められており、写真はそのまま旅券に転写されますので鮮明な画質のものをご用意ください。
- ◎スマートフォン等を利用した撮影や、自宅で印刷した写真は撮り直しをお願いすることが多いためご注意ください。

○ 適切な写真例

- ふちなしで下図寸法を満たしているもの
- 申請日前6か月以内に撮影されたもの
- 無背景（柄・影なし、グラデーション不可、）色は白色を推奨
- 無帽
- 申請者のみが正面を向き、中央に写ったもの
- 鮮明な画質のもの

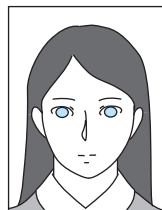
実寸



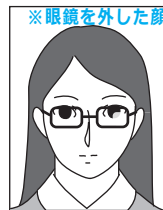
※乳幼児など丸顔の方で、タテ方向にサイズをあわせるとヨコ方向のサイズに収まらない場合、ヨコ方向を優先し、耳を含めて顔全体を写真に収めてください。

× 不適当な写真例

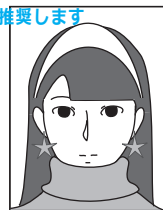
色文字は特に撮り直していただくことが多い例です。



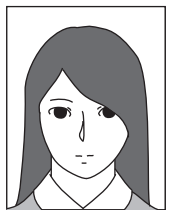
× カラーコンタクトや瞳のフチを広げるコンタクトを装着したもの



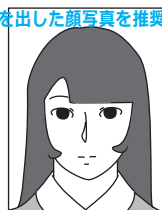
× 眼鏡のフレームや眼鏡に照明が反射し目にかっているもの



× 装飾品、太いフレームの眼鏡、衣服、絆創膏等で顔や頭部の一部が隠れているもの

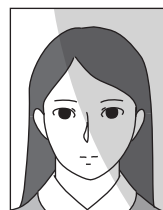


× 髪が目にかかっているもの

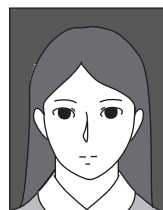


※耳を出した顔写真を推奨します

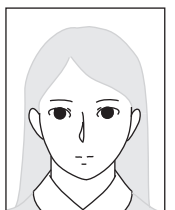
× 髪で顔の輪郭が隠れているもの



× 影があるものでかやムラがあるもの



× 背景の色が濃いもの



× 頭、髪、服装等と背景の境界が不明瞭なもの

× 写真用アプリ等を使用して画像の修正や加工処理をしたもの

× 目元がはっきりしないもの

（色付きレンズの眼鏡、目の周辺に髪の毛、まつげエクステ等の一部やその影が入っているもの）

× 左右が反転しているもの（カメラアプリによっては左右反転することがありますので、ご注意ください。）

× ピンぼけや手ぶれ等により不鮮明なもの

× 汚れや傷、変色のあるもの

× フラッシュ等により、瞳が赤く写ったものや瞳の輪郭が不明瞭なもの

× 写真専用紙を使用していないもの

× ドット（網状の点）やジャギー（階段状のギザギザ模様）や印刷むら（線）やインクのにじみがあるもの

× 平常の表情と著しく異なっているもの（笑って歯が見えている、口角が上がる、目を細めている等）

× 顔の位置が片寄っていたり、横を向いているもの

× 頭髮のボリュームが大きく、顔の面積が小さいもの

（このような場合は、髪を除いて顔の大きさを確保してください）

× 背景に凸凹のあるクロスが写り込んでいるもの

外務省

写真についてのお知らせ



■ 本人確認のための書類 有効な原本でコピーは不可（未成年者や代理提出者も含む）

○本人確認のための書類は、氏名、生年月日、性別、住所等が申請書の内容と一致している必要があります。

○代理提出の場合は、申請者本人と代理人両方の「本人確認書類」が必要です。

なお、15歳未満の方が、2点必要な書類のうち1点しか提示又は提出できないときは、父母等の法定代理人の方と同時に申請又は法定代理人による代理申請する場合に限り、もう1点は法定代理人の本人確認書類を提示又は提出してください。

下記から1点又は2点必要な本人確認書類をお持ちください

いずれか1点で確認できる書類	2点必要な書類	ア欄とイ欄から各1点又はア欄から2点	※イ欄2点は不可
	ア	イ	
○日本国旅券 （有効中又は失効後6か月以内のもの） ○運転免許証 ○マイナンバーカード （個人番号カード） 等	○健康保険資格確認書 ○国民健康保険資格確認書 ○共済組合資格確認書 ○後期高齢者医療資格確認書 ○国民年金手帳（国民年金証書との組合せ不可） ○基礎年金番号通知書（国民年金手帳との組合せ不可） ○国民年金、厚生年金、共済年金の証書 ○印鑑登録証明書（申請日前6か月以内に発行されたもの）と登録印 等	保険証等は不可 ○学生証（写真付）中学生の生徒手帳は写真なしでも可 ○会社の身分証明書（写真付） ○公の機関が発行した資格証明書（写真付） ○住民税の納税証明書又は（非）課税証明書（申請日前6か月以内に発行されたもの） ○外国の公の機関が発行した証明書 等	

受取のご案内

注意



●申請とは異なり、旅券の受け取りは年齢に関係なく必ず旅券名義人本人がお越しく下さい。代理人による受け取りはできません。

●輸送障害等やむを得ない事情で受け取りまでの日数（8ページ参照）が延びる場合があります。

愛知県旅券センターのWebページで「受け取り予定日のお知らせ」を確認してから受け取りにお越しく下さい。

愛知県旅券センター

「受け取り予定日のお知らせ」



必要書類	一般旅券受領証	申請時にお渡しします。
	手数料	収入印紙及び愛知県収入証紙で納入してください。（下表参照）
	申請時に窓口で提示した有効旅券	申請時に有効旅券を提示した方は、その旅券がないと新たな旅券の受け取りができません。

窓口申請手数料	申請区分		手数料合計	内 訳	
	※年齢は誕生日前日に 1 歳加算 「年齢計算に関する法律」(明治 35 年法律第 50 号)			収入印紙	愛知県収入証紙
	申請日に 18 歳以上 (18 歳の誕生日前日から)	10 年旅券	9,300 円	7,000 円	2,300 円
		残存有効期間同一旅券	5,800 円	3,500 円	2,300 円
	申請日に 18 歳未満	5 年旅券	4,800 円	2,500 円	2,300 円

窓口申請では、クレジットカードをご利用いただけません。

○旅券は発行日から6か月以内にお受け取りください。6か月を過ぎると旅券は失効し、お渡しできません。

なお、受け取りをされなかった場合、次回申請時は上記より高い手数料となります（7ページ参照）。

○電子申請の場合は上記より400円少ない手数料となります。